平成２３年（フ）第９７０号
大阪府和泉市池田下町937－５、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町１丁目12番52号
債務者　岩永　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
大阪府泉佐野市鶴原2015番地の８
債務者　山本真一郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
大阪府泉佐野市鶴原2015番地の８
債務者　山本　昌美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
大阪府貝塚市久保80番地11棟402号
債務者　松尾　秀一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
大阪府泉南市男里４丁目21番１号サニーパーク102号、前住所大阪府泉佐野市高松北２丁目５番15号107
債務者　山下こと　前田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―807号
債務者　藤原　杉夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
大阪府和泉市池上町３丁目７番６―105号、住民票上の住所大阪府高石市綾園７丁目８番42号
債務者　廣野　里美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
大阪府岸和田市荒木町１丁目14番17号ムカイハイツ208号、前住所大阪府堺市西区鳳西町３丁２番地６
債務者　遠藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
大阪府岸和田市小松里町2284番地プリマベーラ21―108号
債務者　北端　裕隆
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番11―202号
債務者　梅谷　義己
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
香川県高松市新北町14番12号
債務者　小林由美子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０２号
香川県高松市高松町2574番地30
債務者　白川　英里（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６号
福岡県大牟田市大字今山2100番地１
債務者　川上　畝男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県大牟田市大字吉野1867番地１　レインボーＫ103号
債務者　徳永　秋男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４６号
山口県宇部市開６丁目23番１―403号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波545番地３
債務者　大山　康博
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４６号
高松市香南町大字由佐461番地３、住民票上の住所香川県丸亀市川西町南1419番地２
債務者　田中　真二
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第４７号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ101号
債務者　田中　里早
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで　高松地方裁判所丸亀支部